

柔道整復師及び業界関係者各位

## 提 言 I

平成27年12月28日

反社会的勢力から柔道整復師業界を

守るための集会

世 話 人 一 同

私達は過去・現在、柔道整復師の施術を受診している患者・徒手整復術診療に関心をもっている人・柔道整復師の徒手整復医療ないしその周辺の分野の研究者及び柔道整復師の有志が集まり、柔道整復業界を反社会的勢力から守るため関係多方面に呼びかけ、平成27年12月22日の集会をもちました。

平成27年11月19日新聞・テレビ等で医師・歯科医師の診療保険及び柔道整復師の療養費の請求に反社会的勢力がかかわり、その影響下による不正請求、それによって支払われた保険給付金がこれら勢力の資金源となっていると報道されました。裏社会の勢力が表社会の社会・経済活動に介入し、それが裏社会の資金源となることは健全な社会システムの営みに重大な脅威を与えるものであります。今日社会は暴力支配の排除を社会・国家が総力をあげて取り組み、反社会的勢力からの決別があらゆる分野において求め、実行されております。このような反社会的勢力への締めつけが同勢力の資金ないし資金源の枯渇をもたらし、それが表社会の経済・社会活動分野のうち比較的緩やかなところに侵攻するようになったものと思われます。

今回の柔道整復師業への侵攻はそのあらわれであります。個人開業者の集まりであります。柔道整復師業界においてこれが蔓延する虞が否定できません。業界人はそのことをおそれ、警戒しなければなりません。

先達の努力によって、長い歴史を経て徒手整復医療として社会的な役割を果たし、国民各層から愛され、信頼されてきました柔道整復業が一部の心なきものによって、その信用が失われることは誠に残念であるとともに、社会的損失であります。

私達は柔道整復業界が反社会的勢力によって汚染された部分をすみやかに浄化し、且つ、その侵攻を防ぎ、反社会的勢力と対峙し、自浄能力をいかに発揮し、健康社会づくりの保持・発展にこれまで以上に尽くされることを期待しているものであります。今回の問題を踏まえて、個々の柔道整復師・柔道整復師業界団体・柔道整復師養成学校・柔道整復師関係学会及びその他の関係団体・行政部門の各位に対し、今日の本討議の成果を踏まえて、以下のことを提言致します。これが速やかに実行されます事を期待致します。

## 記

### 1、柔道整復業務を行っている方及び将来その道を目指している方に向けて

先達の長くて厳しい努力の積み重ねによって、柔道整復業務が社会的に広く認知され、独立の医業としての職業に発展・確立されてきました。現在及び将来の柔道整復師はこの成果のうえに乗っているものであることを決して忘れてはなりません。職業人として反社会的勢力に利用されたり、それと交わったり、あるいはそれらのものが近づきやすい環境を作るような生活態度に陥らないように、自らを常に戒める心構えをもつことが肝要であります。生活人として、また、人の健康に携るプロ職業人として、倫理観をもって徒手整復施術診療に専念しなければなりません。常に、自らの言動を注視し、倫理観を高めるように多くの知見を求める努力を怠らないようにして下さい。もし、君に反社会的勢力が近づいてきたら、厳しくこれを拒絶する勇気をもって下さい。互いに支え合えるよき仲間をもち、業界指導者らの教示を積極的に受け入れ、業界人としての良識を身につけることが大切です。

### 2、業界団体ないし業界の指導者的立場にある人たちに向けて

業界団体や指導者的立場にある方は、業界の汚染防止、その浄化に組織をあげて取り組まなければなりません。この問題は一部柔道整復師によって生じたものと思われませんが、油断してはなりません。汚染原因を除去し、その原因を改善し、すみやかに、且つ厳格に、その浄化対策を打ち出し、実行することが求められます。とくに、療養費にかかわる汚染は業界のみの問題ではありません。社会資源の不正使用という社会的ルールに違反する重大な問題であることに強く、重い責任を感じなければなりません。業界団体らは

柔道整復師の倫理教育、団体の枠を超えて、柔道整復師のための生活指導・助言などの相談室の設定など個々の柔道整復師に向けた教育・支援活動をしなければなりません。また、汚染の疑いがもたれた柔道整復師に対する助言・指導を行うための対策を直ちに検討されることが望まれます。施術に関する患者からの相談業務を行っているいくつかの業界団体があります。このような活動を広げ、反社会的勢力による汚染を早期に発見し、すみやかな対策を講ずることが必要であります。

大小の団体が多く存在する業界でありますから、団体間においての情報の共有を図ることが大切であります。指導的立場にあるものは業界全体をながめる視野の広さを持ち、この問題を業界の課題としてその解決にあたることが求められます。

### 3、学術関係団体

業界にはいくつかの学会等の学術組織が存在しますが、この問題を共通のテーマにして、客観的・学的視点から汚染原因と防止対策を打ち出し、業界共通の対策を提言することを期待します。

### 4、柔道整復師養成学校等に向けて

養成教育のなかに、実践的な倫理教育を取り入れ、柔道整復師の資質の向上に努めることが求められます。柔道整復師は国家資格が付与された社会的活動の高い職業にあたります。したがって、そこには高い倫理教育の履修と厳格なテストが求められます。直ちに、教育・試験制度の改革を検討すべきであります。

### 5、その他

マスコミの一部に、この問題の解説・論評のなかに、とくに柔道整復師療養費を取り上げ、その運用厳格化の必要性を強調する記事がみられます。療養費の厳格化それ自体に異議をもつものではありませんが、それが柔道整復師の施術の評価を害するようなものであってはなりません。柔道整復師の正当な施術について十分な評価のもとに療養費が支給されることを被保険者は望んでおります。一部の問題事例をとりあげて、それが全体の問題であるにとらえ、これに規制を加えることは制度の正しい運営の検討とは無縁のものであります。反社会的勢力の介入を容易にしているものは何か。その介入を押さえるにはどうしたらよいか。一方で、全ての柔道整復師が療養費施術を行うことを認め、

他方でその乱用のため必要以上の規制を加えることは過度な競争に陥り、そこに反社会的勢力が介入するスキを与える虞があることが指摘されています。この点も十分に考慮する必要があります。柔道整復師は、施術所を経済単位とする小規模事業者であります。自由業を基本とするものであります。そのなかで、療養費施術を行うことを希望する柔道整復師に、一定の基準をあてはめ、且つ公的な登録を行って、療養費支給をコントロールする。このことによって、反社会的勢力が施術所営業者として介入したり、柔道整復師の業務に直接・間接に介入する余地を回避することが可能になります。このように、歯止めのかかる制度設計を実施することこそが必要であります。行政官庁の御理解を強く求めるところであります。

以上